

JCAAW

Japan Commerce Association of Washington, D.C., Inc.
ワシントン日本商工会会報

7・8月合併号 2024年 No. 564

目次

- 第22回ワシントン日本商工会Capital Classic
ゴルフトーナメント開催ご報告……………2
- ワシントン日本商工会 新任理事のご挨拶……………7
- 広告募集のご案内……………8
- 米国での生活と移民法
第80回「雇用ベースの永住権申請手続きについて」
米国移民法弁護士 石田 砂織……………9
- ワシントン月報(第203回)「30年闘争記 ～ローファ
ームの分裂～ ～我が人生～」
米国特許弁護士 服部 健一……………16
- 今月の書評「インターナショナルリスト」
ボトマック・アソシエーツ 池原 麻里子……………21
- English Rescue by Jennifer
「Language and Culture」……………23
- 編集後記……………25

今月の特集

「第22回ワシントン日本商工会Capital Classic ゴルフトーナメント開催ご報告」

ヒートウェーブで猛暑の中の開催となりました、毎年恒例のゴルフトーナメントの模様をご報告いたします。参加された皆様、ご協賛とご協力をいただきました皆様に心より御礼を申し上げます。P.2～



連載

「English Rescue by Jennifer: Language and Culture」

今年のテーマは「American Sports」。アメリカスポーツの歴史などをジェニファー先生に掘り下げていただいています。今月は、昨今人気急上昇中の「Pickleball」です。シニアから子供まで幅広い年齢層で楽しめるのがこのスポーツの魅力です。まだ未経験の方は必読です！ P.23～

JCAW Copyright © 2024 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

第22回ワシントン日本商工会Capital Classicゴルフトーナメント開催ご報告

企画担当理事



去る7月14日(日)、ワシントン日本商工会Capital Classicゴルフトーナメントをヴァージニア州 Westfields Golf Clubにて開催しました。参加費高騰の抑制や日没打ち切りのリスク等を考慮し、昨年に続き今年も夏の実施と致しました。この日、予報では前年のようなThunder Stormの懸念はなかったものの、100°Fにも迫ろうかという気温で、熱中症のリスクなどを心配しましたが、事前に水分補給等の対策を呼びかけ、ご参加の皆様のご理解・ご協力の結果、無事全プレーヤーが安全に18ホールを回り切り、今年も大きなトラブルなく開催することができました。ご参加の皆様、ご協賛の企業・個人の皆様、運営をお手伝い頂いた皆様に心より感謝申し上げます。以下、当日の様様をご報告致します。

22回目となる本大会は、前回大会と同様、70名以上の方々にエントリーいただきました。ただし、前日発生したトランプ氏狙撃事件の影響で、メディアの方を中心に急遽キャンセルを余儀なくされた方もおられ、最終的なご参加は61名と、例年に比べてやや少ない人数でのトーナメントとなりました。

スタート前は各々会話を楽しんだり、パター練習に勤しんだりと和やかな雰囲気の中にもプレー前の緊張感も漂う独特の空気に包まれました。今年の開会式は、暑さ対策を兼ねてクラブハウス内で実施し、吉村会長から開会挨拶の後、運営側からルール・注意事項の説明が行われ、全員で記念写真を撮影して散会。午後1時に「ショットガン方式」で各ホールから一斉にスタートしました。

今大会も、トヨタ様・ホンダ様よりホールインワン賞(2ホール)として、時代を象徴するようにそれぞれ新型電動車をご提供いただき、2台実車配置して、大会を盛り上げていただいたほか、全てのショートホールに「ステーキ1年分」「大型テレビ」などの副賞が設定され、各パーティ大興奮でティーショットに臨みました。残念ながら今回は(も)達成者無しとなりましたが、様々な珍プレー好プレーに富むラウンドとなりました。



ホールアウト後の表彰式兼懇親会では、サラダ、肉料理、デザート等、会場となったWestfields Golf Club自慢の料理を堪能しながら、各々が自身スコアを披露しつつ思い思いにラウンドを振り返り、和気藹々と盛り上がりました。

ゴルフの結果発表前に行ったラッフルでは、広くご協賛いただいた景品をくじ引きでご提供しました。ゴルフの実力とは違った「運のみ」の争いに、皆さんハラハラ・ドキドキ時間を忘れて一喜一憂しました。



そして、いよいよ結果発表。本大会も、ダブルペリア方式のネットスコアを競うルールに則り成績を決定しました。予めハンディキャップが分からないこの方式では、結果発表を聞くまで順位の見当がつかない独特の緊張感があります。また、ハンディキャップが小数で計算されることから、とりわけ上位は大接戦となることが特徴として挙げられます。今年も、トップと10位のネットスコアはわずか2打差、トップから5打差の中に30名弱が入り乱れました。これら大混戦の中、上位の好成績を収めた方々は以下のとおりです。

優勝	中村 義哉 様	WHDA LLP	ネット71.2(グロス78)
準優勝	小山 立家 様	Mayer Brown LLP	同 71.4(同 89)
3位	加藤 芳洋 様	Holzworth & Kato, PC	同 71.6(同 94)
ベスグロ(男性)	中村 義哉 様	WHDA LLP	グロス 78
同(女性)	小山 智子 様	個人参加	同 86

優勝者の中村様には、大使館の佐藤公使より大使杯の優勝カップが手渡され、さらに商工会の優勝記念トロフィーと優勝賞品であるANA様ご提供のワシントン～東京往復プレミアムエコノミークラス航空券が贈呈されました。優勝者スピーチでは、昨年準優勝の悔しさを滲ませつつも、今年はベスグロとの2冠、航空券獲得の喜びを大いに語られ、一同さらなる盛大な拍手でチャンピオンを祝福しました。

今大会も、上位入賞者および特別賞(ベスグロ、ニアピン、ドラコン)のみならず、全ての参加者に漏れなく豪華賞品が用意されました。とりわけ上位入賞者やラッフルで高額景品を獲得された方々は、参加賞(ブルボン様、JST様、San-J様、森永製菓様、JFC International様、Washington DC Mutual Trading様、ヤマト運輸様ご提供)と合わせて、大きな「お土産」を車に積み込んで帰路につかれました。



因みに、今大会の参加者内訳は下記のとおりです。

(性別) 男性:53名(昨年61名)、女性:8名(昨年10名)

(会員・非会員) 会員:43名(昨年53名)、非会員:18名(昨年18名)

上述の通り、今回は昨年にも勝る大混戦で、グロススコア100台の方もトップ20に複数名食い込むなど、ハンディキャップにより幅広い実力の方々の間で競い、盛り上がった大会となりました。残念ながら下位となった方々にも、5位毎に飛び賞を設定し、商品券やお米といった賞品が行き渡るようにしているのが当商工会コンペの特徴です。今後も様々なレベルの皆さんに楽しんでいただけるよう工夫を凝らしていきたいと考えております。

最後に、今大会には多くの企業・個人の方々からのご協賛により、皆様に大いに楽しみ、盛り上がっていただくことが出来ました。ご協賛いただいた50以上の企業・個人の皆様には、以下にお名前を挙げさせていただきつつ、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。また大会運営に際し、準備段階からご協力頂いたスポーツ委員の皆様、猛暑の中ホールインワン賞のウィットネスをいただいたスタッフ、商工会事務局、その他関係する全ての皆様にも深く感謝申し上げます。

商工会企画担当では、今後もゴルフコンペの他、ソフトボール大会やテニスイベントなど、幅広く皆様に楽しんでいただけるスポーツ企画を開催する予定です。多くの皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

【賞品・寄付金ご協賛会社・個人様一覧(51先)】 ※アルファベット順

All Nippon Airways Co., Ltd.	Mitsubishi Heavy Industries America, Inc.
Aflac International, Inc.	Mitsui & Co. (USA), Inc.
American Honda Motor Co., Inc.	Mizuho Americas
Bourbon Foods USA Corporation	Morinaga America, Inc.
Canon Virginia, Inc.	MUFG Bank, Ltd
Central Japan Railway Company	Nakamura International Limousine, LLC
Chubu Electric Power Co., Ltd.	Nippon Express, USA, Inc.
Daikin U.S. Corporation	North American Subaru, Inc.
DC Sake Co.	NTT Corp.
Fujitsu Limited	Onward KASHIYAMA, USA
Hana Japanese Grocery	Ozuki Salon
Hitachi Ltd.	San-J International Inc.
Holzworth & Kato	Sanefuji, Noriko (Individual)
IHI Americas Inc.	Sojitz Corporation of America
Interesse International Inc.	Sumitomo Corporation of Americas
Itochu Aviation, Inc.	Sushi Taro
ITOCHU International Inc.	Takohachi Japanese Restaurant
Japan Science and Technology Agency	TBS International
JFC International, Inc.	Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd.
JSAT International Inc.	Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc.
K Line America, Inc.	Toray Plastics (America)
Keidanren USA	Toshiba America, Inc.
Marubeni America Corporation	Toyota Motor North America, Inc.
Mitsubishi Corporation (Americas)	Washington DC Mutual Trading LLC
Mitsubishi Electric US, Inc.	Yamato Transport USA, Inc.

以上

ワシントン日本商工会 新任理事のご挨拶

新任理事のご紹介を致します。引き続き、会長の吉村を筆頭に会員の皆様と一緒にワシントン商工会を盛り立てて参りたいと思っておりますので、ご指導ご支援を宜しくお願い致します。



会員 ファース ベイデン (2024年6月～)

Membership, Baden Firth

Head of Washington D.C. & Senior Vice President

Mitsubishi Corporation (Americas)

2024年6月より会員担当理事を務めております、米国三菱商事ワシントン事務所のベイデンと申します。豪州ビクトリア州(メルボルンがある州)の果樹園で生まれ育ち、平成元年(15歳)にロータリークラブ交換留学生として来日した(岐阜県長良川の上流にある村)のが日本愛の始まりでした。今回は弊社東京本社からの駐在で2023年春に赴任しましたが、今住んでいるメリーランド州も岐阜の様に自然豊かで大変住みやすく、初めての米国生活を大変満喫している毎日です。

この1年を通してJCAWの活動を拝見してきましたが、その日本企業や個人メンバーへの価値ある活動に感動し、微力ながらも貢献していきたいと思えます。今後とも、会員イベントなどのアイディアなどに関してご指導のほど宜しくお願い申し上げます。

米国日本通運株式会社は2022年1月より、社名を**NXアメリカ株式会社**へ変更致しました。



帰国の際の引越はNXアメリカにお任せください

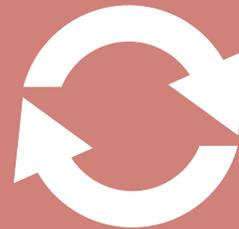
お問い合わせ、お申込みはNXアメリカ ワシントン営業所まで

TEL: (703)-661-8326 (日本語ダイヤル)

URL: <http://www.nittsu.com/hikkoshi>



登録情報の ご確認、更新をお忘れなく



法人会員、個人会員ともにご登録情報(会員名、電話番号、メールアドレスなど)にご変更がある場合は、お気軽に事務局までメール (office@jcaw.org) にてご連絡ください。

会報やその他の情報がタイムリーにお手元に届きますよう、登録情報の更新にご協力ください!

会報やその他の情報がタイムリーにお手元に届きますよう、登録情報の更新にご協力ください!



Japan Commerce Association of Washington, D.C., Inc.

広告募集のご案内

JCAW会報に広告を掲載しませんか？



JCAWでは、広告掲載の申し込みを承っております。JCAWは500名以上の会員からなり、ワシントン地域の日本人社会に広く浸透しています。

是非、貴社の広告や宣伝にJCAW会報をご利用下さい。

会報の広告にリンクを設定する事により、クリック1回で、貴社のウェブサイトやEメールアドレスにアクセスすることができます。年間契約でさらにお得になります。

JCAWウェブサイトのトップページには、バナー掲載など、各種オプションを取り揃えております。

詳しくは、JCAW事務局までお問い合わせ下さい。



広告のイメージ図



ウェブサイトのバナーのイメージ図

料金体系（2024年1月からのレート）

広告掲載先	サイズ	商工会会員		非会員	
		月料金	年料金	月料金	年料金
会報※1	1/4ページ	\$55	\$495	\$80	\$720
	1/2ページ	\$110	\$990	\$135	\$1,220
	1ページ	\$220	\$1,980	\$265	\$2,385
ウェブサイト※2	200px X 33px	なし	\$330	なし	\$825

※1 会報広告 原稿制作費は当広告掲載料金に含まれません。原稿は広告主様にて手配願います。1年（1月～12月）契約で1回割り引きとなります。（会報は年10回発行）

※2 ウェブサイトのバナーは年間契約（1月～12月）のみとさせていただきます。（バナー作成を依頼する場合は、別途\$50～対応いたします。お気軽にご相談ください。）

お問い合わせ先

Japan Commerce Association of Washington, D.C., Inc.
1819 L Street N.W., Suite 410, Washington, D.C. 20036
TEL: 202-463-3947 FAX: 202-463-3948
Email: office@jcaaw.org URL: www.jcaaw.org

米国での生活と移民法

第80回「雇用ベースの永住権申請手続きについて」

米国移民法弁護士 石田 砂織

長期に渡りアメリカに駐在されている方や、学生時代からアメリカにいて就労された方、アメリカの永住権(グリーンカード)の取得について考えた方も多いかと思います。また、特に、長期に渡りアメリカに在住して、家族もアメリカの生活に慣れていると、お子様の将来のためにもアメリカの永住権を取ればと思う方もいるかと思います。永住権抽選、それから雇用者や家族がスポンサーとなって申請する方法、そして多額の投資をすることで永住権を取る方法など、様々です。

今回は、雇用をベースとした永住権の申請手続きについて、例を使いながら簡単に説明したいと思います。雇用ベースの永住権の申請は、アメリカ国籍を持つ方との結婚などを通して申請する家族ベースの永住権申請と並び、一般的な永住権申請方法です。

* * * * *

例

Hanamaru USA(以下“Hanamaru”)は日本にある花マル製薬会社の子会社です。Hanamaruの人事部長は日本の本社より、Aさん、Bさん、Cさん3人のグリーンカードの申請手続きを始めるよう指示を受けました。

- Aさんは日本の大学を卒業し、4年間日本の親会社の営業部で働いた後、Hanamaruに移動となりました。現在L-1BビザでHanamaruのPharmaceutical Sales Managerとして働いていません。現在Hanamaruに移動してから1年目です。
- Bさんは日本の大学を卒業した後、アメリカの大学院に留学、大学院修了直後にHanamaruに入社、現在H-1BビザでHanamaru 所属の研究所でアメリカ市場向けの薬品開発の研究をしています。現在入社5年目、H-1Bビザで就労を始めてから3年目となります。
- Cさんは花マル製薬会社の海外事業部長を3年間務めた後、Hanamaruの副社長に3年ほど前に就任しました。現在E-2ビザで働いており、アメリカの大学に進学する20歳の子供がいる為、永住権の申請を考えています。

Hanamaruの人事部長は、 Aさん、Bさん、Cさんそれぞれに永住権申請手続きの説明を求められました。

* * * * *

1 本文に書かれている情報は、執筆時点のもので、その後の法改正 などは反映しておりません。また、本文の内容は具体的な個別事案に関して法的なアドバイスをするものではありません。

まず、ここで言う、「雇用をベースとした」永住権申請というのは、雇用者がスポンサーとなって外国人労働者の永住権を申請することを意味します。また、雇用ベースの永住権申請は、外国人従業員ではなく、永住権をスポンサーする立場にある雇用主が主導で進める手続きです。

<雇用ベースの永住権の分類>

雇用ベースの永住権申請には 労働省に申請するPERM Labor Certificationと呼ばれる労働認定書を必要とするものと、そうでないものに分かれています。PERM Labor Certification (PERM) とは、外国人労働者にオファーした特定のポジションが、アメリカ市民等、アメリカ国内に既に存在する人材では補うことができないことを雇用主が労働省に申し出る 手続きです。

更に、スポンサーの対象となる外国人の能力に合わせて、5つに分類されており、分類ごとに年間枠が定められています。下記の表に、日本人が一般的に使う雇用ベースの永住権の分類である、第一から第三カテゴリーまでの基本条件をまとめました。

カテゴリー	サブカテゴリー	対象となる外国人	PERMの必要の有無
第一カテゴリー (EB-1)	極めて優秀で、並外れた能力を持つ者 (Persons of Extraordinary Ability)	科学、芸術、教育、ビジネス、またはスポーツの分野で並外れて優秀な能力を持ち国際的に認められている人物。雇用者によるスポンサーの必要なし。例)ノーベル賞受賞者	無
	顕著な大学教授または研究者 (Outstanding Professors and Researchers)	特定の学問分野で国際的に認められており、3年以上大学で教鞭をとった、或いは研究をした経験がある人。	無
	多国籍企業内移動者 (管理職、役職のみ) (Multinational Executives and Managers)	アメリカで就労開始直前の3年間の内、最低1年以上アメリカ国外にある親会社、子会社、その他関連会社にて管理職、役職レベルの従業員として働いた経験を持ち、アメリカの関連会社に移動した後も管理職、役職に就く場合。	無
第二カテゴリー (EB-2)	修士号以上か同等の職歴を必要とする職業に就く者 (Professionals with Advanced Degrees)	修士号以上を必要とする職業に就く者、又は学士号取得後、最低5年間の職歴を必要とする職業に就く者が対象。	有
	科学、ビジネス、芸術の分野で非常に優秀な能力を有する者で、アメリカの国益と深く関わる分野で働く者 (Aliens of Exceptional Ability/National Interest Waiver)	第1カテゴリーの「並はずれた能力」より低い基準。例)日本で博士号を取得した後、様々な研究機関で最前線のがん治療の研究をしており、研究の成果がアメリカで認められ、治療方法の開発を更に進める為、アメリカの研究機関がスポンサーとなり永住権を申請する場合。	無

第三カテゴリー (EB-3)	学士号以上を必要とする専門職に就く者 (Professionals)	アメリカの大学の学士号をまたは海外の教育機関から与えられる同等の学位を必要とする専門職に就く外国人。例) エンジニアなど。	有
	最低2年の職務経験を必要とする職業に就く場合 (Skilled Workers)	学位の有無を問わず、最低 2年の職務経験を持ち、米国の労働者が不足している職業に就く場合。	有
	その他(Other Workers)	学位を必要とせず、必要とされる職務経験も2年未満で、米国の労働者が不足している職業に就く場合。	有

ちなみに、上記の表にはありませんが、第四カテゴリー(EB-4)は、世界銀行や国際通貨基金などの国際機関にてG-4ビザの従業員で働いた後退職する場合や、宗教組織にて役職を務める方を含め、法律上定められた特別枠で、第五カテゴリー(EB-5)はアメリカへの投資をもとに永住権を申請する方の枠となります。いずれもPERMの手続きは不要なカテゴリーです。

さて、上記のHanamaruの例にあるAさん、Bさん、Cさんにはどのグリーンカードの分類がふさわしいでしょうか？ また、PERMを申請する必要があるのでしょうか？

- Aさんは、第三カテゴリー(EB-3)の学士号以上を必要とする専門職に就く者該当するでしょう。PERMを申請する必要があります。
- Bさんは、第二カテゴリー(EB-2)の修士号以上を必要とする職業に就く者に該当します。PERMを申請する必要があります。また、Bさんの能力が非常に優れている場合、また研究内容がアメリカの国益と深く関わっている場合は、PERMの必要がないNational Interest Waiverの申請も可能かもしれません。
- Cさんは、第一カテゴリー(EB-1)の多国籍企業内移動者に該当するでしょう。PERMの申請は必要ありません。

<PERMが必要な永住権の申請手続き>

上記の表にあるように、雇用ベースの永住権申請の大半がPERMを必要とします。PERMを必要とする永住権申請の流れは以下のように3段階あります。

ステップ1: 労働省にPERMを申請

PERMを労働省に申請する前に雇用者は以下の手続きをする必要となります。

- 永住権スポンサーの対象となる外国人労働者に対し、最低でも地域内の同職者に支払われている一般的賃金(Prevailing Wage)を雇用主が支払う必要があるため、Prevailing Wageの額を労働省に確認する。
- 外国人労働者にオファーをしたポジションに就く資格がある適当な人材が国内にいるかどうか、求人募集をして確認する。この際、雇用主が検討しなくてはならないのは「U.S. workers」に該当する応募者のみです。「U.S. workers」とは、米国民、永住権保持者、条件付永住権保持者、難民、亡命者など、合法的に正式な米国での就労、永住の資格を保持している者を指します。

- PERMを申請するという意図と、永住権スポンサーの対象となる従業員の仕事の内容、労働条件と賃金を社内に公表する。

ステップ2: I-140 (Immigrant Petition for Alien Worker) を申請

労働省よりPERMの認可が下りた後6ヶ月以内に、移民局にI-140と呼ばれる外国人労働者移民申請書を提出します。I-140の審査の際、移民局は以下の2つの条件が満たされているかを確認します。

- ①永住権をスポンサーする雇用者が、PERMに記載された給与を支払うことが可能であること。この審査には、雇用者の納税申告書や、監査決算報告書が使われます。また、スポンサーの対象となる外国人がすでに雇用者のもとで働いている場合は、給与明細書やW-2などの証拠が出されます。
- ②スポンサーの対象となる外国人が、PERMに記載されている学歴や、職歴などの必要条件を満たしているかを確認。

I-140の審査は、特急サービス(Premium Processing)をリクエストすることが可能です。

ステップ3: I-485 (Application for Adjustment of Status) 申請、もしくは在日米国大使館にて移民ビザの申請

I-485は、永住権申請者が各種就労ビザやその他の非移民ビザから永住権にステータスを変更する手続きです。I-485の段階では、雇用主ではなく、永住権のスポンサーを受ける個人が審査の対象となります。移民局では過去に犯罪歴、逮捕歴等がないか、また移民法に違反したことなどがなく、その他法律上永住権を与えるに問題があるかどうかを審査します。また、スポンサーを受ける外国人に家族がいる場合(配偶者と21未済未満の子供のみ)、家族のI-485も提出します。I-485の審査中にはこれまで就労資格がなかった家族にも労働許可書や再入国許可書が発行されます。もし、永住権申請者がアメリカにいない場合は、I-485を移民局に提出する代わりに、在日アメリカ大使館にて移民ビザの申請手続きをすることが可能です。

<年間枠>

ステップ3のI-485に進むには、該当する雇用ベースの分類に割当てられた年間枠が空いてなくてはなりません。年間枠は、各々の雇用ベースの移民ビザのカテゴリーと出生した国により割り当てられています。年間枠の情報は国務省のビザ公報(Visa Bulletin)に毎月発表されます。

また、ビザ広報には、「Final Action Dates for Employment-Based Preference Cases」と「Dates of Filing of Employment-Based Visa Applications」の2種類の表があります。I-485の申請資格を確認する際にどちらの表を使うかは、毎月[移民局のウェブサイト](#)にて確認する必要があります。現在の指示では、「Final Action Dates for Employment-Based Preference Cases」の表を使用するよう案内されていますので、こちらでI-485申請資格の日を確認します。

I-485を申請し、アメリカ国内で非移民ビザのステータスから永住権に切り替えるのではなく、アメリカ国外で移民ビザを申請する場合は、「Dates of Filing of Employment-Based Visa Applications」の表を使用して、移民ビザ申請手続きの書類がI-140認可後いつから受け付けられるかを確認します。

ちなみに、2024年8月の時点では以下のようになっています。²

A. FINAL ACTION DATES FOR EMPLOYMENT-BASED PREFERENCE CASES

On the chart below, the listing of a date for any class indicates that the class is oversubscribed (see paragraph 1); "C" means current, i.e., numbers are authorized for issuance to all qualified applicants; and "U" means unauthorized, i.e., numbers are not authorized for issuance. (NOTE: Numbers are authorized for issuance only for applicants whose priority date is **earlier** than the final action date listed below.)

Employment-based	All Chargeability Areas Except Those Listed	CHINA-mainland born	INDIA	MEXICO	PHILIPPINES
1st	C	01NOV22	01FEB22	C	C
2nd	15MAR23	01MAR20	15JUL12	15MAR23	15MAR23
3rd	01DEC21	01SEP20	22OCT12	01DEC21	01DEC21
Other Workers	01JAN21	01JAN17	22OCT12	01JAN21	01MAY20
4th	01JAN21	01JAN21	01JAN21	01JAN21	01JAN21
Certain Religious Workers	01JAN21	01JAN21	01JAN21	01JAN21	01JAN21
5th Unreserved (including C5, T5, I5, R5)	C	15DEC15	01DEC20	C	C
5th Set Aside: Rural (20%)	C	C	C	C	C
5th Set Aside: High Unemployment (10%)	C	C	C	C	C
5th Set Aside: Infrastructure (2%)	C	C	C	C	C

2024年8月時点では、第三カテゴリー（EB-3）の年間枠が埋まっておりPERM申請書類が労働局に受理された日が2021年12月1日以前のみがI-485の申請書類を提出することが可能ですので、PERM申請書類提出後約2年半が経ってからではないとステップ3に進むことができません。また、第二カテゴリー（EB-2）の年間枠も埋まっており、PERMを提出してから、また、PERMを必要としないNational Interest Waiverを申請する場合はI-140の提出が2023年3月15日以前であれば、I-485申請書類ができる形となっています。さらに、第一カテゴリーの年間枠は「C」と書かれていますが、これは年間枠が空いている状態を指します。年間枠が埋まっていなければ、ステップ2のI-140とステップ3のI-485のプロセスを並行して進めることが可能です。

² 2024年度8月のビザ広報は[こちらからアクセス](#)可能です。

Hanamaru社の例では、Aさん、Bさんは年間枠に空きのないカテゴリでの申請ですので、ステップ3にたどり着くまで、少し時間がかかりそうです。

<PERMが必要でない場合の手続き>

第一カテゴリ(EB-1)の多国籍企業内移動者(管理職、役職のみ)(Multinational Executives and Managers)など、PERMを必要としない場合は、I-140とI-485のプロセスのみで永住権の申請ができます。

Hanamaru社の例では、第一カテゴリ(EB-1)に該当するCさんは上記のPERMなしの手続きを踏むこととなります。また、Cさんの家族のI-485も同時に申請することができます。

<永住権申請中の非移民ビザステータスの延長について>

現在、永住権申請の全てのステップを完了するには最低でも2年から3年かかります。PERMの審査期間だけでも現在13ヶ月を必要とし、通常の審査に加え労働省によるPERMの監査(Audit)が入った場合は2年ほどかかることもあります。原則として、永住権の申請手続きを始めたからという理由のみで、現在保持する非移民ステータスの滞在期間以上アメリカに残り就労を続けることはできません。ただし、例外が幾つかあります。

例外①: ステップ3のI-485が移民局に受理されれば、永住権の申請手続きが完了するまでアメリカ国内にとどまることが可能です。

例外②: H-1Bステータスを維持している外国人には 例外があます。H-1Bでの就労は、通常最高で6年間に限られていますが、PERMがH-1Bで就労を始めてから5年以内に提出された場合や、6年以内にI-140の認可が出た場合はH-1Bステータスを7年以降延長することが可能です。

Hanamaru社の例では、PERMの必要がないCさんは、I-140とI-485を提出した時点で、永住権申請書類が審中である期間もアメリカに滞在することが可能です。また、I-485を提出してから約3ヶ月で労働許可書も出るので、E-2のステータスが切れた後も就労を継続することも可能です。

Aさんがアメリカでの滞在を継続するには、最低でもI-485が申請できるまでL-1Bのステータスを延長する必要があります。L-1Bでの就労は最長5年が限度ですので、永住権の手続きをすぐに始められない場合は、L-1BからH-1BやE-2にステータスを変更するなど工夫が必要です。

Bさんの場合はH-1Bビザで就労を始めてから5年が経過する前にPERMが受理されれば、PERMの審査期間中、またI-140やI-485の審査期間中もH-1Bを延長することが可能です。ただし、現在は、労働省の手続きに遅れが出ており、永住権申請手続きに要する時間に遅れが生じております。例えば、PERM申請前に必要な地域内の同職者に支払われている一般的賃金(Prevailing Wage)を労働省が発行するのに6ヶ月かかり、その後の求人活動などPERM申請前の準備には最低でも3ヶ月、提出したPERMの審査に最低13ヶ月ほどかかっています。従って、H-1Bビザで就労して3年目に入るBさんは、出来れば早めに永住権の手続きを始めると良いでしょう。

今月の書評

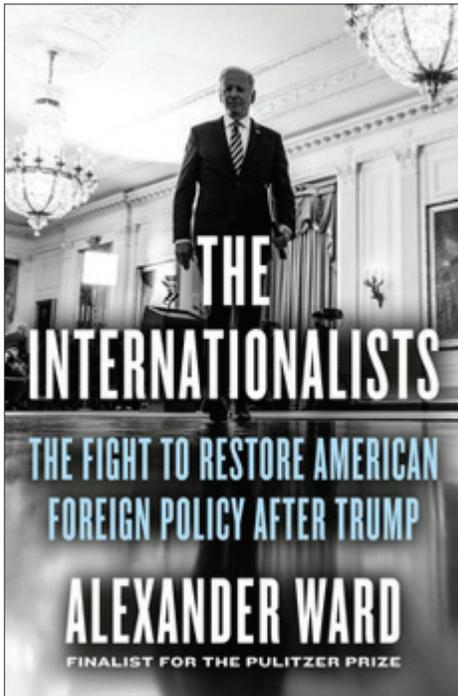
「脱トラ」のための外交努力の2年間

「ほぼトラ」で台無しになってしまうのか

「インターナショナリスト」

アレキサンダー・ウォード

ポトマック・アソシエーツ 池原 麻里子



「インターナショナリスト」
アレキサンダー・ウォード(ペンギン)

11月の米大統領選挙を控え、「もしトラ」とか「ほぼトラ」などと言われ、「つぎトラ」になる可能性に対する心構えが必要になってきているが、本書ではトランプ政権後、バイデン政権が従来型の米外交政策を復活させるための最初2年の努力と苦勞を描いている。

著者はポリティコの国家安全保障問題担当記者で、本書はピューリッツァー賞のファイナリストだった。

独裁者を羨望し、万事が米国だけ、そして自分にとってどのような利益をもたらすかしか眼中になく、外交を展開してきたトランプ前大統領。そこではNATOを始めとする同盟関係などは軽視され、日米安保条約も米国だけが日本を防衛しなければならない一方的に不当な負担を強いられる不平等条約ととらえられた。

バイデン政権は「傷ついた米国の評判を取り戻し、国際社会の行方を定める」という任務を最優先課題とした。そのチャレンジとリスクはとてつもなく大きかった。トランプ政権下で、敵対国はパワーを固め、同盟関係は漂流し、紛争が多発し、気候変動は加速していた。ロシアは民主主義を妨害し、中国は米国にとって代わる世界における最有力国を目指していた。

第二次大戦後に築いてきた米国の民主主義リーダーとしての存在が危ういものとなっていたのだ。バイデン政権が失敗すれば、米国の時代の終焉、国際秩序の混乱と民主主義の後退という危険を抱えていた。

バイデン政権就任後、取り組まねばならない外交問題は中国と半導体、気候変動、コロナウィルスという、いわゆる3Cもあった。しかし、本書では外交問題のベテランとしての自信を持って着任した外交担当チームが、アフガニスタン撤退の混乱でその自信を失ない、ウクライナ支援でそれを取り戻した過程が中心に描かれている。

バイデン政権の外交政策の中心となっている柱がある。1つ目は外交政策と国内政策が密接に連携していること。外交政策が米国民の日常生活の向上に連結していること、「中産階級のための

外交政策」という概念が新しい政策イニシアティブのリトマス試験紙となった。これは米国で1997年以降、9万1,000の製造工場が閉鎖、500万の製造業職が失われたのは、移民、エリートの責任と非難したトランプが、ブルーカラーの支持を得たことが教訓となっている。

2つ目は米国の新しい敵対国は以前と同じく、ロシアと中国という点。これは2001年同時多発テロ後のフォーカスがイスラム原理主義テロリストだったことからの転換である。ロシアと中国と対抗するためには、民主主義国家が団結することが一番、効果的であるという信念に基づき、政策を展開した。

その政策を展開するのはAチームと呼ばれるサリバン国家安全保障担当大統領補佐官、ブリンケン国務長官、オースティン国防長官らだ。アフガン撤退混乱後、彼らの追放を求める声が共和党ばかりか、民主党内からも出たが、バイデンは彼らに続投させた。

ロシアのウクライナ侵攻については、警告をしてもその可能性を否定するNATO諸国とウクライナに警告し続け、ロシアにも警告し続けた。ロシアは西側の弱さにつけ込んで侵攻し、実際、侵攻後、西側は制裁をまとめるのに苦労した。バイデン、ゼレンスキー両大統領の複雑な関係も描かれている。

他国に依存しない経済基盤を作り、同盟関係を強化するバイデニズム。米外交政策の行方を模索するためにも、本書は大変に参考になる。

(New Leader 2024年5月号より転載)



PASONA

Human Resource Solutions

「人事」から始まる
「経営戦略」

詳しくはこちらから



YAMATO TRANSPORT U.S.A.

INTERNATIONAL MOVING SERVICE



<p>お荷物の多い方! 時間のない方! 面倒なお引越は全てまかせて らくらく!</p>  <p>安心</p> <p>引越 5.5-KIKOKU 海外パック</p>	<p>箱に入らない家具や 自転車なども送りたい、だけど安く 済ませたい! そんな方へ</p>  <p>丁度いい</p> <p>ベーシックプラン</p>
<p>定形の箱に入るお荷物だけ ご自身で梱包をして節約! すぐに必要ではない お荷物は船便で割安に</p>  <p>節約</p> <p>単身プランSea</p>	<p>定形の箱に入るお荷物だけ ご自身で梱包をされる方 必要な荷物を 最短の所要日数でお届け</p>  <p>早い</p> <p>単身プランAir</p>

\各サービスの詳細はウェブサイトにてご覧いただけます/
www.yamatoamerica.com/cs/

フリーダイヤル 5 4 5 6 5 8
1-866-5-KIKOKU
日本以外の世界中へのお引越・米国内のお引越も!

米国ヤマト運輸 ワシントンDC支店
22930 Quicksilver Drive, Unit 115
Dulles VA, 20166
Phone: (703) 661-3501
Email: wasoperat@yamatoamerica.com

English Rescue by Jennifer : 「Language and Culture」

ジェニファー・スワンソン

Hot Topics – American sports: Pickleball

With the excitement of Super Bowl LVIII and the thrilling news that Shohei Ohtani signed with my hometown Dodgers, I decided to focus on popular sports in 2024. But first, a quick note: in case you are new to this JCAW column, in the past few years, I have spotlighted famous American speeches, poems, podcasts, and more. Back issues can be found on the JCAW website.

Sports play a crucial role in American culture. From January, we have focused on spectator sports, but for this summer edition, I wanted to highlight the fastest-growing sports for participants, with mentions about it even becoming a new Olympic game – pickleball.

History: Pickleball was invented in 1965 by Joel Pritchard, Bill Bell, and Barney McCallum on Bainbridge Island, Washington. Initially, they improvised with ping-pong paddles and a perforated plastic ball on a badminton court. The name “pickleball” is often said to have come from Pritchard’s family dog, Pickles, who would chase after the ball. The sport quickly grew in popularity due to its simple rules and appeal to all ages. By the 1970s, it had spread across the United States, leading to the formation of the first pickleball tournament in 1976. Today, pickleball is played globally, with numerous associations and leagues promoting the sport.



Rules: Pickleball is played on a 20x44 foot court with a net 36 inches high at the sidelines and 34 inches in the middle. Players use solid paddles and a perforated plastic ball. The game begins with an underhand serve made diagonally, and points can only be scored by the serving team. Games are typically played to 11 points, and teams must win by 2 points. After the serve, both teams must let the ball bounce once before hitting it. The non-volley zone, or “kitchen,” prevents players from volleying close to the net. Common faults include hitting the ball out of bounds, not clearing the net, or volleying from the non-volley zone. In doubles, each player serves until a fault is made, then the serve passes to the other team.

Why is Pickleball so popular? Pickleball’s popularity stems from its accessibility and simplicity, making it easy for people of all ages and skill levels to play. The sport combines elements of tennis, badminton, and ping-pong, appealing to a wide range of sports enthusiasts. Its low-impact nature and smaller court size make it less physically demanding, which attracts older players and those seeking a more relaxed activity. Pickleball’s social aspect, often played in doubles, fosters community and social interaction. Additionally, the minimal equipment and space requirements allow courts to be set up in various locations, from backyards to public parks, further contributing to its widespread appeal.

So get out there this summer! Find some friends and head to a local park. You can find courts/pick-up games near you on this website - <https://www.pickleheads.com/>

- <https://usapickleball.org/what-is-pickleball/how-to-play/>
- <https://www.localprofile.com/news/the-hidden-history-of-pickleball-2-7506874>
- <https://www.smithsonianmag.com/arts-culture/obscure-sport-pickleball-became-king-court-180983454/>



～Jennifer Swanson プロフィール～

日本にて7年在住中に、高校英語教師の経歴を持ち、日本企業でも働いた経験を生かし、現在は米国大学講師、日米協会講師、在米日本人に英語レッスンの他、米国人に日本語も教える。日米でのさまざまな経験を基に、“頻出テーマで はじめてのTOEFLテスト 完全攻略”(高橋書店:Jennifer Swanson/四軒家 忍(著))を出版、多方面から楽しい英語レッスンを展開しています。

jenniferswanson.org

7・8月号 編集後記

7月になり、1年の半分がもう終了したという事実に戸惑っておりますが、6月後半から連日猛暑が続いており、否応なしに真夏を実感する毎日ですね。

ワシントンDCでは6/27の大統領選挙討論会以降はバイデン大統領を巡る民主党内の動きで持ち切りでしたが、トランプ氏に対する銃撃事件で様相が変わりました。米国の政治・社会の不安定な状況が浮き彫りになっています。トランプ優勢と言われますが、選挙までまだ100日以上あるので、それまでの間に何が起こっても不思議ではないですね。

今後8月にかけて日本への一時帰国や海外・国内旅行を予定されている皆さんも多いのではないかと思います。熱中症や豪雨災害等から身を守りながら、会員の皆様が楽しい夏を満喫されることを願っております。

岡崎・岡本



会報に関するお問い合わせにつきましては、[JCAW事務局](#)までご連絡ください。
